

議案第38号

東近江市行政手続条例及び東近江市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市行政手続条例及び東近江市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年5月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市行政手続条例及び東近江市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部を改正する条例

(東近江市行政手続条例の一部改正)

第1条 東近江市行政手続条例（平成17年東近江市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

(東近江市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部改正)

第2条 東近江市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例（平成17年東近江市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第13条第2項中「市長が送達すべき書類」を「送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び市長がその書類」に、「を、」を「(以下この項において「公示事項」という。）」を市長が別に定める方法により不特定多数

の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」に、「掲示して行うものとする」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改め、同条第3項中「掲示を始めた」を「同項の規定による措置を開始した」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の東近江市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例第22条第3項（同条例第25条後段において準用する場合を含む。）又は第29条において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第2条の規定による改正後の東近江市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例第13条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後にする通知又は公示送達について適用し、同日前にした通知又は公示送達については、なお従前の例による。

提案理由

行政手続法等の改正等に伴う公示送達デジタル化に対応するため、本市条例の一部を改正する必要性が生じたことから、本議案を提出するものである。